

農地集積・集約化対策事業実施要綱

農林水産事務次官依命通知

制 定 平成26年2月6日付け25経営第3139号

目 次

第1	趣旨	1
第2	用語の定義	1
第3	事業の内容	1
第4	事業の仕組み	2
第5	事業実施主体	3
第6	都道府県基金事業の実施等	4
第7	農地情報公開システム整備事業の実施等	7
第8	国及び都道府県等による補助	9
第9	補助金の返還等	9
第10	証拠書類の保管	10
第11	事業の着手	10
第12	関係施策との連携	11
第13	関係機関との連携	11
第14	報告及び検査	11
第15	その他の留意事項	11
別記1 農地中間管理機構事業		
第1	目的	51
第2	借受農地管理等事業	51
第3	農地集積奨励金交付事業	52
第4	農地中間管理事業等推進事業	52
別記2 機構集積協力金交付事業		
第1	目的	55
第2	事業実施地域	55
第3	事業の内容	55
第4	地域集積協力金交付事業	55
第5	経営転換協力金交付事業	58
第6	耕作者集積協力金交付事業	61
第7	機構集積協力金推進事業	63
第8	農地流動化に係る補助金の取扱い	63
第9	その他留意事項	64
別記3 農地情報公開システム等整備事業		
第1	目的	73
第2	対象事業	73
第3	事業の内容	73
第4	事業の要件	75



## 農地集積・集約化対策事業実施要綱

農林水産事務次官依命通知  
平成26年2月6日付け25経営第3139号

### 第1 趣旨

現在の我が国の農業構造を見ると、担い手への農地流動化は毎年着実に進展し、担い手の利用面積は農地全体の約5割となっているところですが、農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積・集約化を加速し、生産コストを削減していく必要があります。

このため、本事業により、農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構<sup>※</sup>（以下「機構」といいます。）の設立と当該機構による担い手への農地集積と集約化を支援し、農業の競争力強化のために不可欠な農業構造の改革と生産コストの削減を実現します。

### 第2 用語の定義

本事業における各用語（※の部分）の定義は別表1のとおりとします。

### 第3 事業の内容

#### 1 農地中間管理機構事業

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、機構を設立し、農地の集積・集約化に取り組むために必要となる次の事業に係る経費について、別記1により補助します。

##### (1) 借受農地管理等事業

機構が借り受けた農用地等の賃料及び保全管理に要する経費について補助金を交付します。

##### (2) 農地集積奨励金交付事業

機構が行う担い手への農地集積・集約化を促進し、併せて機構における農地の滞留を防止する観点から、機構の貸付率に応じて奨励金を交付します。

##### (3) 農地中間管理事業等推進事業

###### ア 都道府県推進事業

(1)の事業の実施に係る事業推進活動及び指導監督等の事業について補助金を交付します。

###### イ 農地中間管理機構運営事業

機構の運営及び業務委託等に必要な経費について補助金を交付します。

###### ウ 企業リスト作成・セミナー開催事業

都道府県が企業の農業参入を促進するために行う企業リストの作成及び企業参入セミナーの開催等に必要な経費について補助金を交付します。

#### 2 機構集積協力金交付事業

担い手への農地の集積・集約化を加速するため、機構を通じた農地の集積・集約

化等を促進するために必要となる次の事業に係る経費について、別記2により補助します。

(1) 地域集積協力金交付事業

地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けた地域に対し、協力金を交付します。

(2) 経営転換協力金交付事業

機構に農地を貸し付けることにより（又は集落営農組織との間で特定農作業受委託契約を締結することにより）、経営転換又はリタイアした農業者及び農地の相続人並びに東日本大震災における被災農地貸付者に対し、協力金を交付します。

(3) 耕作者集積協力金交付事業

機構が借り受け若しくは所有している農地若しくは機構法第17条第2項の規定に基づき公表された借受希望者応募情報に記載された借受希望者（以下「借受希望者」といいます。）が耕作する農地の隣接農地を機構に貸し付けた当該隣接農地の所有者又は当該隣接農地を機構に貸し付けた時点において当該隣接農地を耕作していた農業者に対し、協力金を交付します。

(4) 機構集積協力金推進事業

都道府県及び市町村が実施する（1）から（3）までの協力金の交付に要する経費を補助します。

3 農地情報公開システム等整備事業

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、農業委員会による農地情報の公開及び農地台帳の電算化・地図化に必要な次の事業に係る経費について、別記3により補助します。

(1) 農地情報公開システム整備事業

全国各地の農地に関する情報を地図上で見ることができる「一元的電子マップシステム」を民間団体が各農業委員会の協力を得て構築します。

(2) 農地台帳システム整備事業

各農業委員会が行う農地台帳の電子化に要する経費等を支援します。

**第4 事業の仕組み**

1 都道府県基金事業

(1) 第3の1、2及び3の（2）の事業は、次により都道府県基金事業として実施します。

(2) 第1の趣旨を踏まえ、担い手が利用する面積が今後10年間で全農地面積の8割となるような農業構造を達成するという政策目標を実現するために実施する（1）の事業に必要な経費について、都道府県に対して定額で補助金を交付します。

(3) 都道府県は、国から交付された補助金により、事業資金を造成します。

(4) 都道府県は、事業実施主体からの申請に基づき、事業資金から本事業に要する経費を事業実施主体に補助します。

## 2 農地情報公開システム整備事業

- (1) 第3の3の(1)の事業は、次により実施します。
- (2) 第1の趣旨を踏まえ、担い手が利用する面積が今後10年間で全農地面積の8割となるような農業構造を達成するという政策目標を実現するために実施する(1)の事業に必要な経費について、農林水産省経営局長（以下「経営局長」といいます。）が別に定める公募要領に基づき応募した者から選定された団体（以下「公募団体」といいます。）に対して定額で補助金を交付します。
- (3) 公募団体は、国から交付された補助金により、事業資金を造成します。
- (4) 公募団体は、経営局長への申請に基づき、事業資金から本事業に要する経費を取り崩して事業を実施します。

## 第5 事業実施主体

### 1 農地中間管理機構事業

- (1) 借受農地管理等事業  
本事業の事業実施主体は、機構とします。
- (2) 農地集積奨励金交付事業  
本事業の事業実施主体は、都道府県とします。
- (3) 農地中間管理機構事業等推進事業  
ア 都道府県推進事業及び企業リスト作成・セミナー開催事業の事業実施主体は、都道府県とします。  
イ 農地中間管理機構運営事業の事業実施主体は、機構とします。

### 2 機構集積協力金交付事業

- (1) 地域集積協力金交付事業、経営転換協力金交付事業及び耕作者集積協力金交付事業  
ア 本事業の事業実施主体は、市町村とします。  
イ ただし、都道府県が事業実施主体となることにより事業が効果的に実施できると都道府県が判断した場合は、市町村に代わり都道府県が事業実施主体となることができることとします。
- (2) 機構集積協力金推進事業  
本事業の事業実施主体は、都道府県及び市町村とします。

### 3 農地情報公開システム等整備事業

- (1) 農地情報公開システム整備事業  
本事業の事業実施主体は、公募団体とします。
- (2) 農地台帳システム整備事業  
ア 本事業の事業実施主体は、農業委員会とします。  
イ ただし、農業委員会が設置されていない市町村については、市町村が事業実施主体となります。

## 第6 都道府県基金事業の実施等

### 1 都道府県基金事業の実施に当たっての条件

都道府県基金事業の実施に当たっては、別紙の条件が付されるものとします。

### 2 都道府県基金造成計画の作成と承認手続等

- (1) 都道府県知事は、都道府県基金造成計画（別紙様式第1号。以下「都道府県基金計画」といいます。）を作成し、別紙様式第2号により、地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」といいます。）。以下「地方農政局長等」といいます。）へ承認の申請をしてください。
- (2) 地方農政局長等は、(1)により提出された都道府県基金計画を審査し、その内容が適当と認める場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を都道府県知事に通知します。また、承認した都道府県基金計画に基づき、事業資金を造成するために補助金を交付するものとします。
- (3) 都道府県知事は、都道府県基金計画に変更が生じた場合は(1)及び(2)の手続に準じて地方農政局長等の承認を受けてください。

### 3 事業資金の管理

- (1) 都道府県は、事業資金の設置目的、管理、運用益の処理、処分等について、条例において定めることとします。
- (2) 都道府県は、都道府県基金事業に係る事業資金ごとに次の勘定科目により他の業務に係る資金と区別して経理するものとします。
  - ア 農地中間管理機構事業に係る事業資金は、「農地中間管理機構事業勘定」
  - イ 機構集積協力金交付事業に係る事業資金は、「機構集積協力金交付事業勘定」
  - ウ 農地台帳システム整備事業に係る事業資金は、「農地台帳システム整備事業勘定」
- (3) 都道府県は、各事業資金を次の方法により運用するものとします。
  - ア 金融機関への預金
  - イ 国債及び地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得等
  - ウ 信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（元本保証のあるものに限ります。）
- (4) 都道府県は、事業資金の運用収入及び事業資金の取崩しによる収入については、(2)の事業資金ごとに第3の1、2及び3の(2)の事業実施に要する経費にそれぞれ充当するものとし、他の費用に充当してはならないものとします。
- (5) 都道府県は、第5の1、2及び3の(2)の事業実施主体から本事業に要する経費の返還があった場合は、これを各事業資金に繰り入れるものとします。

### 4 都道府県基金事業計画の作成及び承認手続等

#### (1) 農地中間管理機構事業

機構が、第5の1の事業実施主体として事業を実施する場合は、機構の長は、

農地中間管理機構事業（年度別）実施計画（別紙様式第3号。以下「機構計画」といいます。）を添付して、別紙様式第4号により都道府県知事へ承認の申請をしてください。

(2) 機構集積協力金交付事業

市町村が、第5の2の事業実施主体として事業を実施する場合は、市町村長は、市町村機構集積協力金交付事業（年度別）実施計画（別紙様式第5号。以下「市町村計画」といいます。）を作成し、別紙様式第4号により、都道府県知事へ承認の申請をしてください。

ただし、第5の2の(1)のイの規定に基づき都道府県が市町村に代わって事業実施主体として事業を実施する場合は、都道府県知事が当該市町村に係る市町村計画を作成します。

(3) 農地台帳システム整備事業

農業委員会が、第5の3の(2)の事業実施主体として事業を実施する場合は、農業委員会会長は、農地台帳システム整備事業（年度別）実施計画（別紙様式第6号。以下「台帳システム整備計画」といいます。）を作成し、別紙様式第4号により都道府県知事へ承認の申請をしてください。

ただし、第5の3の(2)のイの規定に基づき市町村が事業実施主体として事業を実施する場合は、市町村長が台帳システム整備計画を作成します。

(4) 都道府県事業

都道府県知事は、機構計画、市町村計画及び台帳システム整備計画の内容について、必要な調整を行った上で、それぞれの計画の内容が本実施要綱等に照らして適当と判断する場合は、都道府県（年度別）事業実施計画（別紙様式第7号。以下「都道府県計画」といいます。）を作成し、別紙様式第4号により、地方農政局長等へ承認の申請をしてください。

(5) 地方農政局長等は、(4)により提出された都道府県計画の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を都道府県知事に通知するものとします。

(6) 都道府県知事は、(5)によりその内容が適当と認められる旨の通知を受けたときは、速やかに、機構の長、市町村長及び農業委員会会長（以下「機構の長等」といいます。）に対して、機構計画、市町村計画及び台帳システム整備計画（以下「機構計画等」といいます。）をそれぞれ承認した旨の通知を行ってください。

(7) 機構計画等又は都道府県計画について、以下の変更が生じた場合は、(1)から(4)までの手続に準じて、地方農政局長等の承認を受けてください。

ア 事業実施主体の変更

イ 第3の1、2及び3の(2)の事業ごとに事業費又は国庫補助金の3割を超える増減

ウ 第3の1、2及び3の(2)に掲げる事業の中止又は新規の実施

5 都道府県基金の造成完了報告

(1) 都道府県知事は、毎年度、2の事業資金の造成が完了したときは、都道府県基

金造成完了報告書（別紙様式第8号）を作成し、地方農政局長等へ報告してください。

- (2) この場合、都道府県知事は、事業資金の造成を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに地方農政局長等へ報告してください。
- (3) また、事業資金の造成後の毎年3月31日現在において事業資金決算報告書（別紙様式第9号。以下「決算報告書」といいます。）を作成し、6月15日までに地方農政局長等へ報告してください。

## 6 都道府県基金事業の完了報告

- (1) 機構の長は、毎年度、4の(1)の事業が完了したときは、農地中間管理機構事業（年度別）完了報告書（別紙様式第10号。以下「機構事業完了報告書」といいます。）を作成し、都道府県知事へ報告してください。
- (2) 市町村長は、毎年度、4の(2)の事業が完了したときは、市町村機構集積協力金交付事業（年度別）完了報告書（別紙様式第10号。以下「市町村事業完了報告書」といいます。）を作成し、都道府県知事へ報告してください。  
なお、都道府県が市町村に代わって事業実施主体として事業を実施した場合は、都道府県知事が市町村事業完了報告書を作成します。
- (3) 農業委員会会長は、毎年度、4の(3)の事業が完了したときは、農地台帳システム整備事業完了報告書（別紙様式第10号。以下「台帳システム整備事業完了報告書」といいます。）を作成し、都道府県知事へ報告してください。  
なお、市町村が事業実施主体として事業を実施した場合は、市町村長が台帳システム整備事業完了報告書を作成します。
- (4) 都道府県知事は、(1)から(3)までにより提出された事業完了報告書を取りまとめた上で、都道府県事業完了報告書（別紙様式第10号）を作成し、都道府県事業を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに地方農政局長等へ報告してください。

## 7 都道府県基金事業の中止又は廃止

- (1) 都道府県は、都道府県基金事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてください。
- (2) 地方農政局長等は、(1)の承認をする場合、必要に応じて条件を付すことができることとします。

## 8 都道府県基金事業の事故の報告

都道府県は、都道府県基金事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに地方農政局長等に報告し、その指示を受けてください。

## 9 都道府県基金事業の終了等



(1) 地方農政局長等は、次に掲げる場合には、都道府県基金事業について終了又は変更を命ずることができることとします。

ア 都道府県が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」といいます。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「補助金適正化法施行令」といいます。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」といいます。）、この実施要綱若しくは農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25経営第3140号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」といいます。）又はこれらに基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

イ 都道府県が、事業資金を都道府県基金事業以外の用途に使用した場合

ウ 都道府県が、事業資金の管理等に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

エ 事業資金の全部又は一部の造成を継続する必要がなくなった場合

(2) 地方農政局長等は、(1)の終了又は変更を命じた場合において、事業資金から支出した金額に相当する金額について、期限を付して事業資金に充当することを命ずることができることとします。

ただし、地方農政局長等がやむを得ない事情があると認めるときの取扱いは補助金適正化法第18条第3項に準じるものとします。

(3) (2)の期限内に事業資金に充当がされない場合には、地方農政局長等は、未納に係る額について、都道府県知事にその未納に係る期間に応じて年利5.0%の割合で計算した延滞金の事業資金への充当を併せて命ずるものとします。

## 第7 農地情報公開システム整備事業の実施等

### 1 農地情報公開システム整備事業の実施に当たっての条件

農地情報公開システム整備事業（以下「公開システム整備事業」といいます。）の実施に当たっては、別紙を準用した条件が付されるものとします。この場合、都道府県基金事業を公開システム整備事業、都道府県知事を公募団体の代表者、機構の長、市町村長及び農業委員会会長を共同機関、委託先及び再委託先、機構等を共同機関等、補助金を委託費等、補助事業を委託等、地方農政局長等を経営局長と読み替えるものとします。

### 2 農地情報公開システム整備事業資金造成計画の作成と承認手続等

(1) 公募団体は、農地情報公開システム整備事業資金造成計画（別紙様式第11号。

以下「事業資金計画」といいます。）を作成し、別紙様式第12号により、経営局長へ承認の申請をしてください。

(2) 経営局長は、(1)により提出された事業資金計画を審査し、その内容が適当と認める場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を公募団体に通知します。

また、承認した事業資金計画に基づき、事業資金を造成するために補助金を交付するものとします。

- (3) 公募団体は、事業資金計画に変更が生じた場合は(1)及び(2)の手續に準じて経営局長の承認を受けてください。

### 3 事業資金の管理

- (1) 公募団体は、事業資金を他の業務に係る資金と区別して経理するものとします。  
(2) 公募団体は、事業資金を金融機関への預金により運用するものとします。  
(3) 公募団体は、事業資金の運用収入及び事業資金の取崩しによる収入については本事業の実施に要する経費に充当するものとし、他の費用に充当してはならないものとします。

### 4 事業計画の作成と承認手續等

- (1) 公募団体は、農地情報公開システム整備事業実施計画(別紙様式第13号。以下「公開システム整備計画」といいます。)を作成し、別紙様式第14号により、経営局長へ承認の申請をしてください。  
(2) 経営局長は、(1)により提出された公開システム整備計画を審査し、その内容が適当と認める場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を公募団体に通知します。また、承認した公開システム整備計画に基づき、補助金を交付するものとします。

### 5 事業資金の造成完了報告

- (1) 公募団体は、2の資金造成が完了したときは、農地情報公開システム整備事業資金造成完了報告書(別紙様式第15号。以下「事業資金造成完了報告書」といいます。)を作成し、経営局長へ報告してください。  
(2) この場合、公募団体は、事業資金の造成を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに経営局長へ報告してください。  
(3) また、事業資金の造成後の毎年3月31日現在において決算報告書を作成し、4月10日までに経営局長へ報告してください。

### 6 農地情報公開システム整備事業の完了報告

公募団体は、事業が完了したときは、農地情報公開システム整備事業完了報告書(別紙様式第16号。以下「公開システム整備事業完了報告書」といいます。)を作成し、公開システム整備事業を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに経営局長へ報告してください。

### 7 農地情報公開システム整備事業の中止又は廃止

- (1) 公募団体は、公開システム整備事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ経営局長の承認を受けてください。  
(2) 経営局長は、(1)の承認をする場合に応じて、必要に応じて条件を付すことができることとします。

## 8 農地情報公開システム整備事業の事故の報告

公募団体は、公開システム整備事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに経営局長に報告し、その指示を受けてください。

## 9 農地情報公開システム整備事業の終了等

(1) 経営局長は、次に掲げる場合には、公開システム整備事業について終了又は変更を命ずることができることとします。

ア 公募団体が、補助金適正化法、補助金適正化法施行令、交付規則、この実施要綱若しくは交付要綱又はこれらに基づく経営局長の処分若しくは指示に違反した場合

イ 公募団体が、事業資金を公開システム整備事業以外の用途に使用した場合

ウ 公募団体が、事業資金の管理等に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

エ 事業資金の全部又は一部の造成を継続する必要がなくなった場合

(2) 経営局長は、(1) の終了又は変更を命じた場合において、事業資金から支出した金額に相当する金額について、期限を付して事業資金に充当することを命ずることができます。

ただし、経営局長がやむを得ない事情があると認めるときの取扱いは補助金適正化法第18条第3項に準じるものとします。

(3) (2) の期限内に事業資金に充当がされない場合には、経営局長は、未納に係る額について、公募団体にその未納に係る期間に応じて年利5.0%の割合で計算した延滞金の事業資金への充当を併せて命ずるものとします。

## 第8 国及び都道府県等による補助

### 1 国の補助

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費（別表2に掲げるものに限り、）を対象として、都道府県及び公募団体に対して補助金を交付します。

### 2 都道府県の補助等

(1) 都道府県は、第4の1で定める都道府県基金事業について、事業実施主体からの申請に基づき、交付された補助金によって造成した事業資金を財源として補助を行います。

(2) 都道府県基金事業の事業実施主体は、都道府県が定めるところにより、本事業の実施に必要な経費（別表2に掲げるものに限り、）について、都道府県に対して交付の申請をしてください。

(3) 都道府県は、(1)の補助金の交付に当たっては、第6の4の(4)の都道府県計画に記載された事業実施年度内に完了してください。

## 第9 補助金の返還等

1 国は、本事業の実施に当たり、本要綱に定める要件を満たさないことが判明した

場合、事業資金を造成していなかった場合、事業資金を本事業の実施に要する経費以外に使用した場合、事業を実施していなかった場合及び都道府県基金造成完了報告書、事業資金造成完了報告書、決算報告書、都道府県事業完了報告書、機構事業完了報告書、市町村事業完了報告書、台帳システム整備事業完了報告書若しくは公開システム整備事業完了報告書の内容に虚偽があった場合又は全ての事業が完了した時点において事業資金に残余がある場合には、都道府県又は公募団体に対し、補助金を返還させる措置を講じるものとします。

2 都道府県は、国から1に基づき補助金の返還命令があった場合は、都道府県基金事業の事業実施主体に対し、補助金を返還させる措置を講じるものとします。

3 都道府県事業の終了後において、事業実施主体から補助金等の返還があった場合には、都道府県は、これを国に納付してください。

4 国は、都道府県基金事業又は公開システム整備事業を適切かつ効率的に実施するため、都道府県又は公募団体に対し、「補助金等により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」に基づき、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導監督を行うほか、本事業が完了する前であっても、同基準の3の（4）のアを準用し、使用見込みの低い事業資金があると認めるときは、都道府県又は公募団体に当該残額を納付させることがあります。

## 第10 証拠書類の保管

都道府県、都道府県基金事業の事業実施主体及び公募団体は、都道府県基金造成計画、事業資金造成計画、都道府県計画、市町村計画、台帳システム整備計画、公開システム整備計画、都道府県基金造成完了報告書、事業資金造成完了報告書、決算報告書、都道府県事業完了報告書、市町村事業完了報告書、台帳システム整備事業完了報告書、公開システム整備事業完了報告書等の補助金の交付に関する証拠書類及び経理書類については、第6の9の（1）若しくは第7の9の（1）による都道府県基金事業若しくは公開システム整備事業の終了の年度又は第3の1、第3の2若しくは第3の3の事業の終了の年度の翌年度から起算して5年間（第3の2の事業に関連するのは10年間）保存してください。必要な場合には、これらの書類の確認をさせていただくことがあります。

## 第11 事業の着手

1 事業の実施については、補助金適正化法第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」といいます。）後に着手するものとします。

ただし、第3の1、2及び3の（2）の事業において地域の実情に応じた事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する必要がある場合にあっては、都道府県及び公募団体（以下「都道府県等」といいます。）は、本事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、あらかじめ地方農政局長等の適正な指導

・助言を受けた上で、理由を明記した交付決定前着手届（別紙様式第17号）を地方農地局長等に提出することとします。

2 1のただし書により交付決定前に事業に着手する場合、都道府県等は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行ってください。

また、この場合、都道府県等は、交付要綱第4の規定による申請書の提出に当たっては、申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載してください。

3 地方農政局長等は、都道府県等に対し、事業着手後においても、必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにします。

## 第12 関係施策との連携

都道府県及び都道府県基金の事業実施主体は、都道府県事業を実施するに当たり、<sup>\*</sup>人・農地プランの作成並びに経営所得安定対策実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）及び直接支払推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）に係る取組と連携しながら推進するよう努めてください。

## 第13 関係機関との連携

都道府県及び事業実施主体は、本事業を実施するに当たり、関係機関と密接に連携し、本事業を地域の実情に即して効果的に推進するよう努めてください。

## 第14 報告及び検査

国は、本事業が適正かつ適切に実施されたかどうかを確認するため、都道府県、機構、市町村、農業委員会、公募団体及び協力金の交付を受けた農業者等に対し、必要な事項の報告を求めたり、現地への立入調査を行うことができるものとします。

## 第15 その他の留意事項

本事業の具体的実施に関し、本実施要綱の解釈等について確認すべき事項がある場合は、農林水産省経営局農地政策課に文書で照会し、文書で回答を求められます。

附 則（平成26年2月6日付け25経営第3139号）  
この通知は、平成26年2月6日から施行します。

都道府県基金事業実施に当たっての条件

第6の1の都道府県基金事業の実施に当たっての条件は、以下のとおりとします。

- 1 都道府県知事は、都道府県基金事業により取得し又は効用の増加した財産については、都道府県基金事業終了後においても「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」といいます。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている期間、大蔵省令に定めのない財産については、交付規則別表で定める期間(以下これらの期間を「処分制限期間」といいます。)内は、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管し、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、都道府県基金事業の目的に沿って使用し、その効率的な運用を図ることとします。
- 2 都道府県知事は、都道府県基金事業により取得し又は効用の増加した財産のうち、不動産及びその従物並びに都道府県基金事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具について、処分制限期間内においては、農林水産大臣の承認を受けずに、都道府県基金事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。
- 3 2の財産について、処分制限期間内においては、農林水産大臣の承認を受けて処分したことにより収入があったときには、当該収入の全部又は一部を国に納付させることがあります。
- 4 都道府県知事は、補助金の交付に際しては、機構の長、市町村長及び農業委員会会長(以下「機構の長等」といいます。)に対し、次に掲げる条件を付してください。
  - (1) 機構の長等は、補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合には、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならないこと。
  - (2) 機構の長等は、補助事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならないこと。
  - (3) 機構の長等は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、都道府県知事の承認を受けなければならないこと。
  - (4) 機構の長等は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
  - (5) 機構の長等は、この都道府県基金事業に係る交付要綱、実施要綱に従わなければならないこと。
  - (6) 機構の長等は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに

係る消費税等相当額が明らかな場合は、これを減じて申請しなければならないこと。

ただし、消費税相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した事業実施主体については、次の条件に従わなければならないこと。

ア 機構の長等は、補助事業の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

イ 機構の長等は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告においてアにより減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を都道府県知事に報告するとともに、都道府県知事に返還しなければならない。

ウ イによる報告は、実績報告を提出した年度の6月15日までに行うものとする。

ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除額が確定していない場合には翌年度の6月15日までに報告するものとする。

(7) 機構の長等は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(8) 機構の長等は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（機械及び器具については、取得価格又は効用の増加した財産が50万円以上のもの）について、処分制限期間内においては、都道府県知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

また、処分制限期間内に都道府県知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を都道府県知事に納付させることがあること。

(9) 機構の長等は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類又は証拠物を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間（実施要綱第3の2の事業に関連するものは10年間）整備保存しなければならないこと。

ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管しなければならないこと。

5 都道府県知事は、機構の長等に付した条件により承認しようとする場合は、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてから承認を与えなければなりません。

ただし、4の(1)から(4)までに係るものについてはこの限りではありません。

6 地方農政局長等は、基金への充当又は国への納付を条件に5の承認を行った場合において、当該納付が困難なやむを得ない事情があると認められるときの取扱いは、補助金適正化法第18条第3項の規定に準じることとします。

- 7 都道府県知事は、4の(6)により機構の長等からその収入の全部又は一部に相当する額を収納した場合又は4の(8)により機構の長等から補助金相当額の全部又は一部を収納した場合、国庫補助金相当額について、都道府県事業の実施中にある場合はこれを都道府県基金に充当し、都道府県事業の終了後にある場合はこれを国に納付しなければなりません。
- 8 都道府県知事は、機構の長等が4により付した条件を遵守するよう善良な管理者の注意をもって指導監督しなければなりません。



(別表1)

用 語	定 義
農地中間管理機構	農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律101号。以下「機構法」といいます。）第2条第4項に規定する「農地中間管理機構」をいいます。
農用地等	機構法第2条第2項に規定する「農用地等」をいいます。
集落営農組織	経営所得安定対策実施要綱（平成22年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）第4の3に規定する「集落営農」をいいます。
特定農作業受委託契約	<p>農作業を委託することを約した契約のうち、受託者が農産物を生産するために必要となる下記の基幹的な作業を行うこと、その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること並びにその販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当することを約したものをいいます。</p> <p>① 稲については、耕起・代掻き、田植及び収穫・脱穀  ② 麦、大豆については、耕起・整地、播種及び収穫  ③ その他の作目にあつては、①及び②に準ずる作業</p>
経営転換	<p>以下に掲げる農業部門のうち2以上を経営する者が1以上を廃止することをいいます。</p> <p>① 土地利用型作物（稲（青刈り稲及びWCS用稲を含む。）麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、大豆、そば、なたね、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょ）  ② 露地野菜等（野菜、ばれいしょ（でん粉原料用ばれいしょを除く）、甘しょ、豆類（大豆を除く）、飼料用作物（牧草を除く）、芝、たばこ）  ③ 施設野菜  ④ 露地果樹  ⑤ 施設果樹  ⑥ 露地花き  ⑦ 施設花き  ⑧ 茶  ⑨ 牧草  ⑩ サトウキビ  ⑪ その他（上記以外の農業生産部門）</p>

	<p>なお、機構集積協力金における「施設」は、ガラス室、ビニールハウスなど、加温・保温の容器的施設の中で各種作物の生育条件に合うように、温度、湿度、照度などの栽培環境を人工的に作り出すことが可能な農業部門をいい、雨よけ用被覆、トンネル栽培、マルチ栽培は含みません。</p>
農地の相続人	<p>機構集積協力金の交付を受ける年度又はその前年度に農地を相続し、相続人自らは農業を行わない者をいいます。</p>
隣接する農地	<p>以下のいずれかに該当する一連の農作業の継続に支障が生じない農地をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 畦畔で接続する農地</li> <li>② 農道又は水路等を挟んで接続する農地</li> <li>③ 各々一隅で接続する農地</li> <li>④ 段状に接続する農地</li> <li>⑤ 借受希望者の宅地に接続している2筆以上の農地</li> </ol>
人・農地プラン	<p>人・農地問題解決推進事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第2の1の事業（人・農地プラン作成事業）別記1第1の人・農地プラン、地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1の事業（経営再開マスタープラン作成事業）で作成した経営再開マスタープラン及びこれら事業に準じて市町村が独自に作成・更新したプランをいいます。</p>
農業振興地域	<p>農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された「農業振興地域」をいいます。</p>
被災農地貸付者	<p>貸付けを行っていた農地の全部又は一部が、東日本大震災に係る津波により流出や冠水の被害を受けた者で津波発生時点に農業経営を行っていなかった者をいいます。</p>
自作地	<p>交付対象者又は交付対象者の世帯員等（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第2項に規定する世帯員等をいいます。）が、機構に貸し付けた日の1年前の時点から、所有権に基づき自らが継続して耕作又は適正な管理を行っていた農地（交付対象者が農地の相続人の場合は、被相続人が所有権に基づき自ら耕作していた農地で、相続後から機構に貸し付けられるまでの間に利用権の設定をしていなかったもの）をいいますが、以下の点に留意してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「1年前の時点」について</li> </ol>

- (1) 災害の発生や土地改良事業（基盤整備）の実施に伴い、本人の意思に関わらず物理的に耕作不可能となっていた期間がある場合は、当該不耕作期間と連続する耕作期間が機構に貸し付けた日から1年以上あれば自作地として取り扱います。
- (2) 地域における協定等により貸借により集団転作（ブロックローテーション。以下「BR」といいます。）を行っていた場合には、自作地面積を以下のとおり取り扱うこととします。ただし、同一のBR地域の農業者全てに同一の要件を適用してください。

ア BRについて、既に1ローテーションの計画期間を満了し、更に継続して取り組んでいる場合（イ以外の場合）

$$\text{自作地面積} = \left[ \begin{array}{l} \text{機構への貸付けを行った時点から、その時点で参加しているBRの計画期間に相当する期間を遡った時点までの間における、自作地面積の累計面積} \end{array} \right] \div \left[ \begin{array}{l} \text{左のBRの計画期間に相当する期間} \end{array} \right]$$

イ BRに初めて参加し、計画期間を満了していない場合

$$\text{自作地面積} = \left[ \begin{array}{l} \text{機構への貸付けを行った時点から、1年前までの間の、申請者のBRの取り組み面積（自作地面積を含む）} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{l} \frac{\text{左の申請者の取組が行われた年における地域のBRの自作地面積の合計}}{\text{左の申請者の取組が行われた年における地域のBRの取組面積の合計}} \end{array} \right]$$

2 「耕作又は適正な管理を行っていた」について

本人又は世帯員等が構成員となっている集落営農組織等に対し特定農作業委託を行っていた場合を含みます。

共有農地

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」といいます。）第18条第3項第4号ただし書の規定及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）第1条の規定による改正後の基盤強化法（以下「新基盤強化法」といいます。）第18条第3項第4号ただし書の規定により、数人の共有に係る農地について利用権の設定又は移転として機構への貸付けを行った農地をいいます。

遊休農地	農地法第30条3項各号及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化法等の一部を改正する法律による改正後の農地法第32条第1項各号のいずれかに該当する農地をいいます。
土地収用	土地収用法（昭和26年法律第219号）等による収用により機構に貸し付けている農地が買い取られる場合をいいます。
利用権	貸借権、使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいいます。
農地利用集積円滑化団体	基盤強化法第11条の12に規定する農地利用集積円滑化団体をいいます。
農地保有合理化法人	基盤強化法第8条第1項に規定する農地保有合理化法人をいいます。
白紙委任	<p>農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人（以下「農地集積円滑化団体等」といいます。）との間で、10年以上を委任期間として農地の貸付け（農作業委託を含みます。）の相手先を指定せず、かつ、次のいずれかの内容について委任を行う旨が書面により意思表示されている委任契約を締結することをいいます。</p> <p>① 6年以上（新基盤強化法第18条第3項第4号ただし書の規定により、数人の共有に係る農地について利用権の設定又は移転を行うことを目的に白紙委任する場合には5年）の農地の利用権の設定及びその相手方の選定（相手方を限定しないものに限ります。）</p> <p>② 6年以上の特定農作業委託契約の締結及びその相手方の選定（相手方を限定しないものに限ります。）</p> <p>③ 農地利用集積円滑化団体等に農地の所有者が農地の利用権を設定した場合には、当該農地の転貸について6年以上（新基盤強化法第18条第3項第4号ただし書の規定により、数人の共有に係る農地について利用権の設定又は移転を行うことを目的に白紙委任する場合には5年）の利用権の設定及びその相手方の選定（相手方を限定しないものに限ります。）</p> <p>なお、農地利用集積円滑化団体等が、農地の受け手との間で契約を締結する際に、地域の合意の下で行われるブロックローテーションの取組により6年以上の利用権の設定又は農作業委託契約の締結が困難な場合は、ブロックローテーションの取組計画書に基づき期間の設定を行うことが可能です。</p>

(別表 2)

区 分	内 容	注 意 点	補 助 率
1 借受農地等管理事業費	第3の1の(1)の事業を実施するために直接に必要な農用地等の賃料、保全管理経費(管理経費、土地改良区等から徴収される賦課金等、共同出役に代えて支払う金銭)		7/10
2 農地集積奨励金	第3の1の(2)の事業により交付される奨励金		定 額
3 農地中間管理事業等推進事業			
謝金	第3の1の事業を実施するために直接に必要なとする事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対する謝礼		定 額
旅費	第3の1の事業を実施するために直接に必要な都道府県、市町村、機構(設立予定の法人として、別紙様式第1号の2に記載した法人を含みます。以下、第3の1の(3)のア及びイの事業について同じです。)の経費及び専門家等に支払う経費		定 額
事務等経費	第3の1の事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、借受希望者募集宣伝費(第3の1の事業で機構が行うものに限ります。)、雑役務費(手数料、印紙代、自動車損害保険料(第3の1の事業で取得した貨客兼用自動車に係るものに限ります。))等)、借上費(会場借料、パソコン等のリース料)、消耗品、賃金(臨時的に雇用した者、機構の役職員に支払う実働に応じた対価、都道府県、市町村及び機構職員の時間外労働に応じた対価)、諸手当(臨時的に雇用した者、機		定 額

	構の役職員に係るものに限ります。)、共済費 (臨時雇用者、機構職員等の賃金に係る社会 保険料及び児童手当拠出金)、弁護士相談料(第 3の1の事業で機構が行うものに限ります。)、 市町村に対する農用地利用配分計画の原案作 成に係る協力金(第3の1の事業で機構が行 うものに限ります。)		
備品費	第3の1の事業の実施するために直接に必 要な貨客兼用自動車、事務用机及び椅子(第 3の1の事業で機構が購入するものに限りま す。)	貨客兼用自 動車の購入 は、当該自動 車をレンタル 又はリースに より、借り上 げる場合と比 較して有利な 場合に限りま す。	定 額
委託費	第3の1の事業に必要な取組を他の者に委 託するために必要な経費(受託者に支払う実 働に応じた賃金(機構事業だけに従事するこ とが明らかな場合はこの限りではありませ ん。)、共済費等を含みます。)	地方公共団 体の正職員に あつては、本 俸でなく手当 に限ります。	定 額
公課費	自動車重量税(本事業で取得したものに限 ります。)		定 額
4 機構集積協力 金交付事業費			
機構集積協 力金	第3の2の(1)から(3)までの事業に より交付される協力金		定 額
推進事業費	第3の2の(4)の事業により交付される 推進事業費	以下の①～④ の範囲内にお いて対象とし ます。	

	① 通信・ 消耗品費	本事業を実施するために直接に必要な 通信に要する費用及び消耗品の購入に要する 費用		定 額
	② 指導・ 確認旅費 (都道府県 に限る。)	都道府県が、本事業を実施するに当たり直 接に必要な、市町村に対し指導・確認を行う ための旅費に要する費用		定 額
	③ 振込手 数料(市町 村に限る。)	市町村が、交付対象者に対し協力金を交付 する際の振込に直接に要する費用		定 額
	④ 交付事 務費(市町 村に限る。)	市町村が、本事業の交付要件や交付額を確 認する際に直接に要する費用(臨時的に雇用 した者の実働に応じた対価、市町村職員の時 間外労働に応じた対価)、共済費(臨時雇用者 の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金)		定 額
5 農地情報公開 システム整備費				
	システム整 備費	第3の3の(1)の事業を実施するために 必要なソフトウェア開発費用、ソフトウェア リース料、データ構築費用、システムセット アップ費用、サーバー等関連機器リース料、 地図データリース料		定 額
	旅費	第3の3の(1)の事業を実施するために 直接に必要な ① 会議、巡回指導及び打合せに出席した職員 その他の出席者に対して支払う旅費 ② 研修会の講師に対して支払う旅費 注：旅費の支出にあたっては、公募団体が 定める旅費に関する規程に基づき支払う こととします。		定 額

賃金	<p>第3の3の(1)の事業を実施するために直接に必要な</p> <p>① 資料収集・整理、各種調査の調査票の配布・回収、各種集計等の事務を補助するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日又は時間当たりの単価に、直接補助事業に従事した日数又は時間数を乗じて算出した対価のことをいいます。以下同じです。)</p> <p>② 各種調査を行うために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価</p> <p>注1： 雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」ではなく、後述する「事務等経費」の区分により申請することとします。</p> <p>注2： 賃金の単価については、公募事業団体が定める賃金支給規則等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定することとします。</p>		定 額
農業委員等 手当	<p>第3の3の(1)の事業を実施するために直接に必要な資料収集、各種調査、会議及び打合せ等に出席した農業委員及び外部に委託した者等に対して支払う実働に応じた対価</p> <p>注： 手当の単価については、公募団体が、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定することとします。</p>		定 額
事務等経費	<p>第3の3の(1)の事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費(手数料、印紙代、調査等の集計、器具機械等の修繕、各種保守)等)、借上費(会場借料、パソコン等のリース料)、消耗品、諸手当、法定福利費(賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金)</p>		定 額



	備品費	第3の3の(1)の事業の実施に直接に必要な事務機械器具等		定 額
	委託費	第3の3の(1)の事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費(受託者に係る賃金、共済費等を含みます。)		定 額
	その他の経費	上記のほか事業を実施する上で必要となる経費		定 額
6	農地台帳システム整備費			
	システム整備費	第3の3の(2)の事業を実施するために必要なソフトウェア開発費用、ソフトウェアリース料、データ構築費用、システムセットアップ費用		定 額
	旅費	第3の3の(2)の事業を実施するために直接に必要な資料収集、各種調査、会議及び打合せ等に出席した農業委員及び職員その他の出席者に対して支払う旅費 注：旅費の支出に当たっては、市町村又は農業委員会が定める旅費に関する規程に基づき支払うこととします。		定 額
	賃金	第3の3の(2)の事業を実施するために直接に必要な ① 資料収集・整理、各種調査の調査票の配布・回収、各種集計等の事務を補助するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日当又は時間当たりの単価に、直接補助事業に従事した日数又は時間数を乗じて算出する対価のことをいいます。以下同じです。) ② 各種調査を行うために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価 注1： 雇用に伴う社会保険料等の事業主		定 額

	<p>負担分などについては、「賃金」ではなく、後述する「事務等経費」の区分により申請することとします。</p> <p>注2： 賃金の単価については、市町村又は農業委員会が定める賃金支給規則等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定することとします。</p>		
農業委員等 手当	<p>第3の3の(2)の事業を実施するために直接に必要な資料収集、各種調査、会議及び打合せ等に出席した農業委員及び外部に委託した者等に対して支払う実働に応じた対価</p> <p>注： 手当の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定することとします。</p>		定 額
事務等経費	<p>第3の3の(2)の事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費（手数料、印紙代、調査等の集計、器具機械等の修繕、各種保守）等）、借上費（会場借料、パソコン等のリース料）、消耗品、諸手当、法定福利費（賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金）</p>		定 額
備品費	<p>第3の3の(2)の事業の実施に直接に必要な事務機械器具等</p>		定 額
委託費	<p>第3の3の(2)の事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費（受託者に係る賃金、共済費等を含みます。）</p>		定 額
その他の経 費	<p>上記のほか事業を実施する上で必要となる経費</p>		定 額

上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず第5の事業実施主体で具備すべき備品、物品等を購入またはリース・レンタルする場合は対象外とします。

基金造成年度	平成      年度
--------	------------

平成〇〇年度都道府県基金造成計画（又は完了報告）書

1 都道府県基金造成計画

事業資金の造成区分	事業資金の 保有区分	造成額 (円)	備 考
(1) 農地中間管理機構事業勘定 ① 借受農地管理等事業費 ② 農地集積奨励金交付事業費 ③ 農地中間管理事業等推進事業費 ア 都道府県推進事業費 イ 農地中間管理機構事業費 ウ 企業リスト作成・セミナー開催事業費  (2) 機構集積協力金交付事業勘定 ① 地域集積協力金交付事業費 ② 経営転換協力金交付事業費 ③ 耕作者集積協力金交付事業費 ④ 機構集積協力金推進事業費  (3) 農地台帳システム整備事業勘定			
合 計			

2 農地中間管理機構の設置予定

農地中間管理機構の指定を受ける法人の名称	設立（予定）年月

- ※1：事業資金の保有区分の欄は、各事業勘定毎に、預金（普通、定期等の別）、有価証券（国債、地方債等（名称がわかる場合はその旨記入））、金銭信託等、事業資金の運用方法別に記載してください。
- ※2：備考欄には、事業資金の保有区分別に基金造成予定（完了）年月日を記載してください。

番 号  
年 月 日

〇〇地方農政局長  
農林水産省経営局長 宛  
内閣府沖縄総合事務局長

〇〇都道府県知事  
氏 名 印

平成〇〇年度都道府県基金造成計画の承認（変更）申請について  
（都道府県基金事業）

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第6の2の（1）に基づき、都道府県基金造成計画の承認（変更）を申請します。

添付資料：平成〇〇年度都道府県基金造成計画（別紙様式第1号）

別紙様式第3号

事業実施年度	平成	年度
事業実施主体		

平成〇〇年度農地中間管理機構事業実施計画（又は完了報告書）

1 事業費内訳

（単位：円）

区 分	事 業 費	国 費
賃 料		
保全管理経費		
農地中間管理機構 運営事業費		
うち委託費		
合 計		

2 借受・転貸予定農地

（1）単年度分

（単位：件、ha、千円）

区 分	農地			採草放牧地			その他			計		
	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料
借 受												
うち転貸												
うち管理												
返 還												
うち 再度転貸												
うち管理												
解 除												

※「返還」とは、機構と受け手との関係、「解除」とは出し手と機構との関係です。

「うち転貸」には、「うち再度転貸」の面積は含みません。

借受の「うち管理」の面積には、返還の「うち管理」の面積は含みません。

(2)

ア 累計（前年度末）

（単位：件、ha、千円）

区 分	農地			採草放牧地			その他			計		
	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料
借 受												
うち転貸												
うち管理												

イ 累計（本年度末）

（単位：件、ha、千円）

区 分	農地			採草放牧地			その他			計		
	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料
借 受												
うち転貸												
うち管理												

3 借受希望者の募集市町村数

募集市町村数	〇〇市町村
都道府県内市町村数	〇〇市町村

4 人員体制

区分	人員	内容
本部		
地域		
〇〇地域		
××地域		
計		

## 5 活動内容

時期	場所	内容

※ 管理機構事業の周知活動、受け手の掘り起こし活動、関係機関との連携活動、会議の開催等を記載してください。

## 6 委託関係

委託先	委託内容

## 7 評価委員会

### (1) 評価委員

現職（元職）	氏名
計	○名

### (2) 開催時期

時期	内容
計	○回

添付書類：完了報告には、事業報告書を添付してください。

番 号  
年 月 日

〇〇都道府県知事  
(農林水産省経営局長) 宛  
(〇〇地方農政局長)  
(内閣府沖縄総合事務局長)

〇〇農地中間管理機構の長  
(〇〇市町村長)  
(〇〇農業委員会会長)  
(〇〇都道府県知事)  
氏 名 印

平成〇〇年度事業実施計画の承認(変更)申請について

農地集積・集約化対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知)第6の4の(1)(第6の4の(2)、(3)又は(4))に基づき、事業実施計画(機構計画、市町村計画、台帳システム整備計画、都道府県計画)の承認(変更)を申請します。

添付資料: 機構計画(別紙様式第3号)、市町村計画(別紙様式第5号)、台帳システム整備計画(別紙様式第6号)、又は都道府県計画(別紙様式第7号)



別紙様式第5号

事業実施年度	平成 年度
事業実施主体	市町村

平成〇年度〇〇市町村機構集積協力金交付事業実施計画（又は完了報告書）

1 総括表

	必要経費総計	うち補助金
1 地域集積協力金交付事業	円	円
2 経営転換協力金交付事業	円	円
3 耕作者集積協力金交付事業	円	円
4 機構集積協力金推進事業	円	円
合 計	円	円

2 地域集積協力金交付事業

プランの エリア名	「地域」 名	農地面積 (A)	貸付面積 (B)	集積率 (B/A)	交付単価 (C)	交付額 (B)×(C)
			a	%	円/10a	円
			a	%	円/10a	円
			a	%	円/10a	円
			a	%	円/10a	円
			a	%	円/10a	円
			a	%	円/10a	円
合 計			a	%		円

注1：市町村の実情に応じ、「プランのエリア名」及び「地域」名欄の行数は調整ください。

注2：「プランのエリア名」には、人・農地プランに記載している「集落/地域名」を記載ください。

注3：「地域」名は、集落名や字名を記載ください。別添する地図で「地域」の外縁が明確となっている場合には、A、Bといった記号でも構いません。

注4：「農地面積」は「地域」内の農振区域内の農地面積を農地台帳に基づき記載ください。1アール単位とし、1アール未満は切り捨てとします。

注5：完了報告書においては、「貸付面積」は12月末時点の機構への貸付面積（ストック面積）

を機構からの情報提供等に基づき記載ください。1アール単位とし、1アール未満は切り捨てとします。

注6：交付単価は集積率に応じ記載ください。

注7：一度設定した「地域」は次年度以降の協力金の算定においても原則用いられますので、市町村内で十分検討の上、決定ください。

注8：「交付額」の用途は都道府県、市町村及び「地域」の協議により決定してください。

### 3 経営転換協力金交付事業

	事業量	対象戸数	交付額
経営転換 (計)	a	戸	円
・0.5ha以下	a	戸	円
・0.5ha超2ha以下	a	戸	円
・2ha超	a	戸	円
リタイア (計)	a	戸	円
・0.5ha以下	a	戸	円
・0.5ha超2ha以下	a	戸	円
・2ha超	a	戸	円
相 続 (計)	a	戸	円
・0.5ha以下	a	戸	円
・0.5ha超2ha以下	a	戸	円
・2ha超	a	戸	円
貸 付 (計)	a	戸	円
・0.5ha以下	a	戸	円
・0.5ha超2ha以下	a	戸	円
・2ha超	a	戸	円
合 計 (計)	a	戸	円
・0.5ha以下	a	戸	円
・0.5ha超2ha以下	a	戸	円
・2ha超	a	戸	円

注1：「経営転換」は、別記2第5の1の(1)、「リタイア」は別記2第5の1の(2)、「相続」は別記2第5の1の(3)、「貸付」は別記2第5の1の(4)の交付対象者につき記載ください。

注2：集落営農組織への特定農作業委託に係る内訳は、括弧書き内数として記載ください。

注3：「事業量」は交付要件を満たす農地面積を記載ください。

注4：「貸付」は別記2別表1に掲げる東日本大震災の被災50市町村のみが対象です。

注5：交付対象者が機構に貸し付けた農地が1筆以上機構から受け手に貸し付けられることが

要件となります。

#### 4 耕作者集積協力金交付事業

	面積 (D)	筆数	交付額 ((D) × 2 万円/10a)
借受農地の隣接地	a	筆	円
応募者の隣接地	a	筆	円
集 団 農 地	a	筆	円
合 計	a	筆	円

注1：「借受農地の隣接地」は別記2第6の2の(1)のアの(ア)の要件に該当するもの、「応募者の隣接地」は別記2第6の2の(1)のアの(イ)に該当するもの、「集団農地」は別記2第6の2の(1)のイに該当するものについて記載ください。

注2：交付対象農地が機構から受け手に貸し付けられることが要件となります。

#### 5 機構集積協力金推進事業

事 項	内 容	金 額
通信・消耗品費		円
指導・確認旅費		
振込手数料		円
交付事務費		円
合 計		円

別紙様式第6号

事業実施年度	平成	年度
事業実施主体	農業委員会	

平成〇〇年度農地台帳システム整備事業実施計画（又は完了報告書）

1 事業実施地域

事業実施地域	〇〇市
--------	-----

2 導入（又は改修）予定の台帳システム概要※

概要	
----	--

3 データ更新等システム管理の内容

内容	
----	--

4 導入（、改修又はシステム管理）計画

時期	事項
〇月	

5 事業費内訳

事業内容	事業費	国庫補助金	備考
(1) 農地台帳システム新規導入事業 (2) 農地台帳システムの改修事業 (3) 農地台帳システムのデータ更新等システム管理事業			
合計			

※：導入（又は改修）予定の台帳システム概要には最適化システム構築案との合致点について記載してください。

別紙様式第7号

事業実施年度	平成 年度
事業実施主体	都道府県

平成〇〇年度〇〇都道府県事業実施計画（又は完了報告書）

1 事業費合計 \_\_\_\_\_ 円

事業名	事業費			
		うち国庫補助金	うち都道府県負担分	その他
(1) 農地中間管理機構事業				
① 借受農地管理等事業	円	円	円	円
② 農地集積奨励金交付事業	円	円	円	円
③ 農地中間管理事業等推進事業	円	円	円	円
ア 都道府県推進事業	円	円	円	円
イ 農地中間管理機構運営事業	円	円	円	円
ウ 企業リスト作成・セミナー開催事業	円	円	円	円
(2) 機構集積協力金交付事業	円	円	円	円
① 地域集積協力金交付事業	円	円	円	円
② 経営転換協力金交付事業	円	円	円	円
③ 耕作者集積協力金交付事業	円	円	円	円
④ 機構集積協力金推進事業	円	円	円	円
(3) 農地台帳システム整備事業	円	円	円	円
合計	円	円	円	円

2 農地中間管理機構事業における都道府県推進事業等の計画

(1) 都道府県推進事業

事 項	内 容	金 額
①事業実施に係る事務		円
②事業の普及指導活動		円

(2) 企業リスト作成・セミナー開催事業

事 項	内 容	金 額
		円

3 機構集積協力金交付事業における機構集積協力金推進事業（都道府県分）の計画

事 項	内 容	金 額
①事業実施に係る事務		円
②事業の普及指導活動		円

4 機構集積協力金交付事業における市町村別内訳

市町村名	地域集積協力金	経営転換協力金	耕作者集積協力金	機構集積協力金推進事業	計
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円

合 計	円	円	円	円	円
-----	---	---	---	---	---

5 農地台帳システム整備事業における農業委員会別内訳

農業委員会（市町村）名	事業費
	円
	円
	円
合 計	円

- ※1 1及び5については、農地中間管理機構、市町村及び農業委員会から申請又は報告があった（又は都道府県が作成した）機構事業計画（完了報告書）（別紙様式第3号）、市町村事業計画（完了報告書）（別紙様式第5号）及び台帳システム整備計画（別紙様式第6号）を基に記載するとともに、各事業計画を添付します。
- ※2 本様式を計画変更又は事業完了報告とする際は、最終の都道府県計画の内容を上段かっこ書とします。
- ※3 2及び3の推進事業等については、第3の1の（3）のア及びウ、第3の2の（4）に要する経費を記載します。
- ※4 4及び5については、都道府県が任意様式で作成したものを添付することも可とします。

平成〇〇年度都道府県基金造成完了報告書

番 号  
年 月 日

〇〇地方農政局長  
農林水産省経営局長 宛  
内閣府沖縄総合事務局長

〇〇都道府県知事  
氏 名 印

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第6の5の（1）に基づき、別添のとおり報告します。

添付資料：平成〇〇年度都道府県基金造成完了報告（別紙様式第1号）



## 平成〇〇年度都道府県基金事業資金決算報告書

番 号  
年 月 日

〇〇地方農政局長  
農林水産省経営局長 宛  
内閣府沖縄総合事務局長

〇〇都道府県知事  
氏 名 印

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第6の5の（3）に基づき、下記のとおり報告します。

## 記

## 1 収 入

項 目	実 績
(1) 本年度補助金受入額	円
(2) 前年度繰越金	円
(3) 利子等運用益	円
(4) その他収入益（補助金返還金等）	円
合 計	円

## 2 支 出

項 目	計 画	実 績	備 考
(1) 本年度補助金交付額	円	円	
交付 先別 内訳	① 都道府県	円	円
	② 農地中間管理機構	円	円
	③ 市町村	円	円
	④ 農業委員会	円	円
(2) その他	円	円	
合 計	円	円	

## 3 都道府県基金事業事業資金残額（平成〇年3月末現在）

収入（実績）－ 支出（実績）	円
----------------	---

添付資料：別紙1～3の事業勘定別収支決算表を添付してください。

(別紙1)

農地中間管理機構事業勘定収支決算表

1 収入

項 目	実 績
(1) 本年度補助金受入額	円
① 借受農地管理等事業費	円
② 農地集積奨励金交付事業費	円
③ 農地中間管理事業等推進事業費	円
ア 都道府県推進事業費	円
イ 農地中間管理機構運営事業費	円
ウ 企業リスト作成・セミナー開催事業費	円
(2) 前年度繰越額	円
(3) 利子等運用益	円
(4) その他収入益 (補助金返還金等)	円
合 計 ((1)+(2)+(3)+(4))	円

2 支出

項 目	実 績
(1) 本年度補助金交付額	円
① 借受農地管理等事業費	円
② 農地集積奨励金交付事業費	円
③ 農地中間管理事業等推進事業費	円
ア 都道府県推進事業費	円
イ 農地中間管理機構運営事業費	円
ウ 企業リスト作成・セミナー開催事業費	円
(2) その他 (国への補助金返納等)	円
合 計 ((1)+(2))	円

3 翌年度への繰越額

項 目	実 績
(1) 事業別内訳	円
① 借受農地管理等事業費	円
② 農地集積協力金交付事業費	円
③ 農地中間管理事業等推進事業費	円
ア 都道府県推進事業費	円
イ 農地中間管理機構運営事業費	円
ウ 企業リスト作成・セミナー開催事業費	円
(2) 利子等運用益	円
(3) その他収入益 (補助金返還金等)	円
合 計 ((1)+(2)+(3))	円

※ 上記の収入及び支出の状況を記載した台帳等を添付してください。

(別紙2)

機構集積協力金交付事業勘定収支決算表

1 収入

項 目	実 績
(1) 本年度補助金受入額	円
① 地域集積協力金交付事業費	円
② 経営転換協力金交付事業費	円
③ 耕作者集積協力金交付事業費	円
④ 機構集積協力金推進事業費	円
(2) 前年度繰越額	円
(3) 利子等運用益	円
(4) その他収入益 (補助金返還金等)	円
合 計 ((1) + (2) + (3) + (4))	円

2 支出

項 目	実 績
(1) 本年度補助金交付額	円
① 地域集積協力金交付事業費	円
② 経営転換協力金交付事業費	円
③ 耕作者集積協力金交付事業費	円
④ 機構集積協力金推進事業費	円
(2) その他 (国への補助金返納等)	円
合 計	円

3 翌年度への繰越額

項 目	実 績
(1) 事業別内訳	円
① 地域集積協力金交付事業費	円
② 経営転換協力金交付事業費	円
③ 耕作者集積協力金交付事業費	円
④ 機構集積協力金推進事業費	円
(2) 利子等運用益	円
(3) その他収入益 (補助金返還金等)	円
合 計 ((1) + (2) + (3))	円

※ 上記の収入及び支出の状況を記載した台帳等を添付してください。

平成〇〇年度事業完了報告書

番 号  
年 月 日

〇〇都道府県知事  
(農林水産省経営局長) 宛  
(〇〇地方農政局長)  
(内閣府沖縄総合事務局長)

〇〇農地中間管理機構の長  
(〇〇市町村長)  
(〇〇農業委員会会長)  
(〇〇都道府県知事)  
氏 名 印

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第6の6の（1）（第6の6の（2）、（3）又は（4））に基づき、別添のとおり報告します。

添付資料：機構事業完了報告書（別紙様式第3号）、市町村事業完了報告書（別紙様式第5号）、台帳システム整備事業完了報告書（別紙様式第6号）、又は都道府県事業完了報告書（別紙様式第7号）

基金造成年度	平成 年度
--------	-------

平成〇〇年度農地情報公開システム整備事業資金造成計画（又は完了報告書）

1 事業資金造成計画

事業資金の造成区分	事業資金の 保有区分	造成額 (円)	備 考
(1) 農地情報公開システム整備事業勘定			
合 計			

※ 1 : 事業資金の保有区分の欄は、各事業勘定毎に、預金（普通、定期等の別）、有価証券（国債、地方債等（名称がわかる場合はその旨記入））、金銭信託等、事業資金の運用方法別に記載してください。

※ 2 : 備考欄には、事業資金の保有区分別に基金造成予定（完了）年月日を記載してください。

番 号  
年 月 日

農林水産省経営局長 宛

(団体名)

(代表者名)

印

平成〇〇年度農地情報公開システム整備事業資金造成計画の承認（変更）申請  
について

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第7の2の（1）に基づき、農地情報公開システム整備事業資金造成計画の承認（変更）を申請します。

添付資料：平成〇〇年度農地情報公開システム整備事業資金造成計画(別紙様式第11号)

別紙様式第13号

平成〇〇年度農地情報公開システム整備事業実施計画（又は完了報告書）

1 事業の概要

概要	
----	--

2 開発予定の一元的電子マップシステム概要

概要	
----	--

3 農業委員会等の地図システム整備の概要

概要	
----	--

4 事業計画

時期	事項
〇月	

5 事業費内訳

事業内容	事業費	国庫補助金	備考
(1) 一元的電子マップシステムの開発委託事業			
(2) 一元的電子マップシステムの管理・運営事業			
(3) 一元的電子マップシステムを活用した農業委員会等の地図システム整備委託事業			
合計			

番 号  
年 月 日

農林水産省経営局長 宛

(団体名)  
(代表者名) 印

平成〇〇年度事業実施計画の承認（変更）申請について

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第7の4の（1）に基づき、事業実施計画（公開システム整備計画）の承認（変更）を申請します。

添付資料：公開システム整備計画（別紙様式第13号）



(別紙3)

農地台帳システム整備事業勘定収支決算表

1 収入

項 目	実 績
(1) 本年度補助金受入額	円
農地台帳システム整備事業費	円
(2) 前年度繰越額	円
(3) 利子等運用益	円
(4) その他収入益 (補助金返還金等)	円
合 計 ((1) + (2) + (3) + (4))	円

2 支出

項 目	実 績
(1) 本年度補助金交付額	円
農地台帳システム整備事業費	円
(2) その他 (国への補助金返納等)	円
合 計	円

3 翌年度への繰越額

項 目	実 績
(1) 事業別内訳	円
農地台帳システム整備事業費	円
(2) 利子等運用益	円
(3) その他収入益 (補助金返還金等)	円
合 計 ((1) + (2) + (3))	円

※ 上記の収入及び支出の状況を記載した台帳等を添付してください。

別紙様式第15号

平成〇〇年度農地情報公開システム整備事業資金造成完了報告書

番 号  
年 月 日

農林水産省経営局長 宛

(団体名)

(代表者名)

印

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第7の5の（1）に基づき、別添のとおり報告します。

添付資料：平成〇〇年度農地情報公開システム整備事業資金造成完了報告（別紙様式第11号）

別紙様式第16号

平成〇〇年度農地情報公開システム整備事業完了報告書

番 号  
年 月 日

農林水産省経営局長 宛

(団体名)

(代表者名)

印

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第7の6に基づき、別添のとおり報告します。

添付資料：平成〇〇年度農地情報公開システム整備完了報告（別紙様式第13号）

〇〇地方農政局長  
農林水産省経営局長 宛  
内閣府沖縄総合事務局長

平成〇〇年度交付決定前着手届

〇〇都道府県知事  
(団体名)  
氏 名 印  
(代表者氏名 印)

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第11の1に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更（事業の内容変更）はないこと。

(別 添)

区 分	事業費		着 手 年月日	完了予定 年月日
		うち国費		

(理 由)

(別記1)

## 農地中間管理機構事業

### 第1 目的

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、機構を設立し、農地の集積・集約化に取り組むために必要となる経費を支援します。

### 第2 借受農地管理等事業

#### 1 本事業の実施地域

本事業を実施する地域は、農業振興<sup>※</sup>地域の区域とします。

#### 2 本事業の対象

本事業の対象は、農用地等とします。

#### 3 対象となる経費

(1) 賃料については、機構が農地中間管理権を有する農用地等に係る支出額から収入額を控除した額を対象とします。

ただし、機構から転貸を受けた受け手から賃料の全部又は一部を受け取ることができなかった場合の経費は原則対象としません。(受け手が行方不明になっているなどやむを得ない理由により受け手から徴収できなかった場合の経費は対象とします。)

(2) 保全管理経費については、機構が農地中間管理権を有する農用地等であって、機構が受け手に貸し付けていない農用地等の保全管理に要する経費のうち以下の経費を対象とします。

#### ア 管理経費

耕起、除草、防除等に要する機械の借入料、光熱動力費、薬剤費その他資材費、雇用労賃及び委託費

#### イ 土地改良区等から徴収される賦課金等

土地改良区から徴収される賦課金、水利組合等から徴収される水利費

(滞納金及び機構が貸し付けた後の期間に係る賦課金等は補助の対象外とします。)

#### ウ 共同出役に代えて支払う金銭

地域の農地、水利施設等の維持のための共同出役に代えて支払う金銭及び出役を委託する場合はその委託費

### 第3 農地集積奨励金交付事業

別記1別紙により、第2の事業費に農地集積奨励金を充てることができるものとします。

### 第4 農地中間管理事業等推進事業

#### 1 都道府県推進事業

農地中間管理事業を推進するため、機構に対する指導、必要な会議の開催、基金の管理等の都道府県推進事業に要する経費を対象とします。

#### 2 農地中間管理機構運営事業

(1) 機構（設立予定の法人として、別紙様式第1号の2に記載した法人を含む）が農地中間管理事業を開始するための事務手続きに要する経費、借受希望者の募集、配分計画の作成、評価委員会の開催、委託契約業務、相談窓口業務等の機構の運営活動に要する経費及び業務委託費を対象とします。

(2) 機構がその業務の一部を委託する場合には、委託契約の締結に係る実施要領を定めることとします。

#### 3 企業リスト作成・セミナー開催事業

(1) 参入企業リスト作成・セミナー開催事業は、次に掲げる活動とします。

ア 農業への参入を希望する企業等一般法人に対する相談業務

イ 農業への参入を希望する企業等一般法人のリスト作成

ウ 農業への参入を希望する企業等一般法人に対するセミナーの開催

(2) 事業に要する経費の使途

参入企業リスト作成・セミナー開催事業に要する経費の使途は、別表2の3に掲げる内容とします。

別記1 別紙

農地集積奨励金

第1 機構が借り入れた農用地等に係る費用（別記1 第2の事業に要する経費）への補助は、貸付率に応じて、下表のとおりとします。

貸付率(%)	0 以上 55 未満	55 以上 70 未満	70 以上 85 未満	85 以上
補助率(%)	0	11.5	18	25

第2 第1の貸付率については、毎年度12月末日時点で、次の計算により算出した数値とします。

$$\text{貸付率} = \frac{(A)}{(B)} \times 100$$

(A) = 機構が貸し付けている農用地等面積

(B) = 機構が借り受けている農用地等面積 - (X)

(X) = 機構が借り受け、機構が賃料及び保全管理経費を負担していない農用地等の面積

第3

- 1 都道府県は、貸付率報告書（別記1 様式）を作成し、1月末までに、地方農政局長等へ提出してください。
- 2 地方農政局長等は、1により提出された報告書を審査し、第1に記載するいずれの補助率(%)に該当するかを、都道府県に通知します。

別記1 別紙様式

番 号  
年 月 日

〇〇地方農政局長  
農林水産省経営局長 宛  
内閣府沖縄総合事務局長

(〇〇都道府県知事)  
氏 名 印

平成〇〇年度農地中間管理機構の貸付率の報告について  
(農地集積奨励金交付事業)

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）別記1別紙第3の1に基づき、農地中間管理機構の貸付率について、報告します。

(単位：ha、%)

	単年度	累計（ストック）
借受面積① うち転貸面積 ②		
うち管理面積 うち費用負担のない面積 ③		
貸付率 ②/①-③		

※面積については、ha単位で、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで記載すること。

添付資料：管理台帳  
費用負担がないことを証する資料



(別記2)

## 機構集積協力金交付事業

### 第1 目的

機構に対し農地を貸し付けた地域及び個人を支援することにより、機構を活用した担い手への農地集積・集約化を加速することを目的とします。

### 第2 事業実施地域

本事業の対象農地は、農業振興地域の区域内の農地とします。

また、東日本大震災の津波被災地域に対しても、復興に向けた取組に配慮しつつ、本事業の中で支援することとします。

### 第3 事業の内容

#### 1 地域集積協力金交付事業

地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けた地域に対し、第4により協力を金を交付します。

#### 2 経営転換協力金交付事業

機構に農地を貸し付けることにより（又は集落営農組織との間で特定農作業受委託契約を締結することにより）、経営転換又はリタイアした農業者並びに農地の相続人、また、東日本大震災における被災農地貸付者に対し、第5により協力を金を交付します。

#### 3 耕作者集積協力金交付事業

機構が借り受け若しくは所有している農地若しくは借受希望者が耕作する農地の隣接農地を機構に貸し付けた当該隣接農地の所有者又は当該隣接農地を機構に貸し付けた時点において当該隣接農地を耕作していた農業者に対し、第6により協力を金を交付します。

#### 4 機構集積協力金推進事業

都道府県及び市町村が実施する1から3までの協力を金の交付に要する経費を第7により補助します。

### 第4 地域集積協力金交付事業

#### 1 交付対象地域

以下の要件を満たす「地域」とします。

- (1) 同一市町村内の一定区域であり、全域が同一の人・農地プランのエリアに含まれていること（区域の外縁が明確である場合に限ります。）。
- (2) 以下のいずれかに該当するものであること。
  - ア 農業集落、大字又は学校区等、人・農地プランの作成・実行のための実質上の話合いの単位となっているもの。
  - イ アによりがたい場合には10ha以上（北海道においては30ha以上）のまとまりのある農地で人・農地プランの作成・実行のための実質上の話合いの単位となっているもの。
- (3) 構成戸数が複数戸であること。
- (4) 農地面積が農地台帳により明確であること。

## 2 「地域」の合併及び分割

- (1) 本協力金の交付を受けた複数「地域」は、1の要件を満たす場合には合併することができます。
- (2) 本協力金の交付を受けた「地域」については、初めて交付を受けた際の「地域」を2回目以降の交付額の算定に用います（(1)の場合には、合併後の「地域」をその年度の支払いの算定に用います。）。

## 3 交付額

### (1) 平成27年度までの交付額

ア 当年度に初めて交付要件を満たした場合

以下の交付単価に機構への貸付面積を乗じた額

(ア) 「地域」の農地面積に占める各年度の12月末時点における機構への貸付面積（以下「機構貸付面積」といいます。）の割合が2割超5割以下：

2万円/10a（別記2別表1に掲げる市町村にあっては2.4万円/10a）

(イ) 「地域」の農地面積に占める機構貸付面積の割合が5割超8割以下：

2.8万円/10a（別記2別表1に掲げる市町村にあっては3.2万円/10a）

(ウ) 「地域」の農地面積に占める機構貸付面積の割合が8割超：

3.6万円/10a（別記2別表1に掲げる市町村にあっては4.0万円/10a）

イ 前年度までのいずれかの年度に交付要件を満たして地域集積協力金を交付されており、かつ、当年度もまた交付要件を満たした場合

(ア) 当年度の機構貸付面積が前年度までの地域集積協力金の交付対象面積の最大値（以下「従前最大面積」という。）以上である場合

機構貸付面積から従前最大面積を減じた面積にアに定める交付単価を乗じた額

(イ) 当年度の機構貸付面積が従前最大面積以下である場合  
交付を行わない。

ウ なお、平成26年度については、早期に機構へ貸付を行った「地域」に対し早期に交付を行うため、機構貸付面積の把握を6月末と12月末の2回行います。この場合、1回目の交付額についてはア、2回目の交付額についてはイに準じて算定します。

## (2) 平成28年度及び29年度の交付額

ア 当年度に初めて交付要件を満たした場合

以下の交付単価に機構貸付面積を乗じた額

- (ア) 「地域」の農地面積に占める機構貸付面積の割合が2割超5割以下：  
1.5万円/10a（別記2別表1に掲げる市町村にあつては1.9万円/10a）
- (イ) 「地域」の農地面積に占める機構貸付面積の割合が5割超8割以下：  
2.1万円/10a（別記2別表1に掲げる市町村にあつては2.5万円/10a）
- (ウ) 「地域」の農地面積に占める機構貸付面積の割合が8割超：  
2.7万円/10a（別記2別表1に掲げる市町村にあつては3.1万円/10a）

イ 前年度までのいずれかの年度に交付要件を満たして地域集積協力金を交付されており、かつ、当年度もまた交付要件を満たした場合

交付単価については、アと同じ。交付対象面積の計算方法については（1）のイの（ア）と同じ。

## (3) 平成30年度の交付額

ア 当年度に初めて交付要件を満たした場合

以下の交付単価に機構貸付面積を乗じた額

- (ア) 「地域」の農地面積に占める機構貸付面積の割合が2割超5割以下：  
1.0万円/10a（別記2別表1に掲げる市町村にあつては1.4万円/10a）
- (イ) 「地域」の農地面積に占める機構貸付面積の割合が5割超8割以下：  
1.4万円/10a（別記2別表1に掲げる市町村にあつては1.8万円/10a）
- (ウ) 「地域」の農地面積に占める機構貸付面積の割合が8割超：  
1.8万円/10a（別記2別表1に掲げる市町村にあつては2.2万円/10a）

イ 前年度までのいずれかの年度に交付要件を満たして地域集積協力金を交付されており、かつ、当年度もまた交付要件を満たした場合

交付単価については、アと同じ。交付対象面積の計算方法については（１）のイの（ア）と同じ。

#### 4 交付金の使途

市町村は、都道府県から交付を受けた本協力金につき、「地域」及び必要に応じ都道府県と協議の上、地域農業の発展を図る観点から、その使途を自ら決めることができます。

### 第5 経営転換協力金交付事業

#### 1 交付対象者

以下のいずれかに該当する農地所有者（個人又は法人）とします。

- （１）農業部門の減少により経営転換する農業者
- （２）リタイアする農業者
- （３）農地の相続人で農業経営を行わない者
- （４）別記２別表１に掲げた市町村における、被災農地貸付者

#### 2 交付要件

##### （１）農業部門の減少による経営転換する農業者の場合

機構<sup>\*</sup>に対し、全ての自作地を10年以上貸し付けること（又は集落営農組織との間で契約を締結した上で、当該集落営農組織に対し10年以上特定農作業委託を行うこと）が必要です。なお、別記２別表１に掲げる市町村において、東日本大震災に係る津波が発生した時点で農地を貸し付けていた者から貸借契約期間の満了又は合意解約により返還された農地がある場合は、当該農地を含みます。ただし、以下の自作地を除きます。

- ① 農業振興地域外の自作地
- ② 農業振興地域内の10a未満（畦畔を除いた面積とします。）の自作地
- ③ 機構が借り受けなかった自作地及び機構に貸し付けたものの返還された農地
- ④ 減少した農業部門の作物以外の作物を栽培する自作地

集落営農組織<sup>\*</sup>に対し特定農作業委託を行う場合には、③を除きます。

また、共有農地<sup>\*</sup>の場合には、5年間の貸付けを継続して2回行うこととします。

##### （２）リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者の場合

機構<sup>\*</sup>に対し、全ての自作地を10年以上貸し付けること（又は集落営農組織との間で契約を締結した上で、当該集落営農組織に対し10年以上特定農作業委託を行うこと）が必要です。なお、別記２別表１に掲げる市町村において、東日本大震

災に係る津波が発生した時点で農地を貸し付けていた者から貸借契約期間の満了又は合意解約により返還された農地がある場合は、当該農地を含みます。ただし、以下の自作地を除きます。

- ① 農業振興地域外の自作地
- ② 農業振興地域内の10a未満（畦畔を除いた面積とします。）の自作地
- ③ 機構が借り受けなかった自作地及び機構に貸し付けたものの返還された農地  
集落営農組織に対し特定農作業委託を行う場合には、③を除きます。

(3) 被災農地貸付者の場合

機構に対し、東日本大震災に係る津波が発生した時点で農地を貸し付けていた者から貸借契約期間の満了又は合意解約により返還された全ての農地を10年以上貸し付けること（又は集落営農組織との間で契約を締結した上で、当該集落営農組織に対し10年以上特定農作業委託を行うこと）が必要です。ただし、以下の農地を除きます。

- ① 農業振興地域外の農地
- ② 機構が借り受けなかった農地

集落営農組織に対し特定農作業委託を行う場合には、②を除きます。

(4) リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者は、農業経営を目的として利用権の設定を受けている農地又は特定農作業受委託契約に基づき農作業を受託している農地がある場合には、これらを解除することが必要です。

(5) 遊休農地の所有者はこれを解消することが必要です（別記2別表1に掲げる市町村内に所有する農地を除きます。）

(6) 交付対象者は、交付決定後10年間、次のことを行えません。

ア 農業部門の減少により経営転換する農業者の場合

廃止部門の経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託

イ リタイアする農業者、農地の相続人で農業経営を行わない者及び被災農地貸付者

農業経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託（新たな相続により農地を取得した場合、交付申請時に貸し付けていた所有農地について、貸借期間満了又は合意解約により使用収益権を回復した場合には、(2)又は(3)に準じて機構に対し農地を貸し付ける又は集落営農組織に対し特定農作業委託を行うことが必要です。）

- (7) 機構に貸し付けた農地が、全く転貸されなかった場合には交付を行いません。  
また、交付対象者自身が自己の所有農地を機構から借り受けた場合は交付対象になりません。
- (8) 特定農作業委託していた集落営農組織に利用させるために機構に貸し付け、機構が当該集落営農組織に特定農作業委託した農地については、当該集落営農組織が計画に基づき法人化に向けた取組みを行っている場合に交付対象となります。
- (9) 以下の補助金の交付を受けた者及びその相続人は本協力金の交付を受けられません。
- ① 戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）別記2及び担い手への農地集積推進事業実施要綱（平成25年5月16日付け25経営第432号農林水産事務次官依命通知）別記1に基づく経営転換協力金
  - ② 地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第226号農林水産事務次官依命通知）別記2に基づく被災地域農地集積支援金及び改正後の同実施要綱（平成25年5月16日付け25経営第462号農林水産事務次官依命通知）別記2に基づく経営転換支援金
- (10) 以下の補助金の交付を受けた同一年度には本協力金の交付を受けられません。
- ① 第6の耕作者集積協力金
  - ② 担い手への農地集積推進事業実施要綱（平成25年5月16日付け25経営第432号農林水産事務次官依命通知）別記1に基づく分散錯圃解消協力金
  - ③ 改正後の地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成25年5月16日付け25経営第462号農林水産事務次官依命通知）別記2に基づく分散錯圃解消支援金

### 3 交付額

交付要件を満たす農地面積（畦畔面積を含みます。）に応じ、以下の金額を交付します。

- (1) 0.5ha以下 : 30万円／戸
- (2) 0.5ha超2.0ha以下 : 50万円／戸
- (3) 2.0ha超 : 70万円／戸

### 4 交付金の交付

#### (1) 交付申請手続

ア 機構に貸し付けた農地のうち、一筆でも転貸されれば機構に貸し付けた交付対象となる全農地面積分について交付申請することができます。

イ 1の交付対象者は、交付を受けようとする年度の3月10日までに、以下のいずれかの書類を作成し、記載内容を証する書類を添付の上、交付対象農地の面積が最大である市町村に対し提出してください。

(ア) 農業部門の減少により経営転換する農業者は「経営転換協力金交付申請書(別記2様式第1号)」

(イ) リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者は「経営転換協力金交付申請書(別記2様式第2号)」

(ウ) 被災農地貸付者は「経営転換協力金交付申請書(別記2様式第3号)」

## (2) 交付決定及び交付手続

市町村長は、交付対象者から提出のあった交付申請書の記載内容が交付要件を満たしていることを確認の上、3の交付額を交付対象者に対し交付します。

交付対象者が交付対象農地を複数市町村に所有している場合には、関係する市町村において情報交換を行い、交付対象者が最も多く自作地を所有している市町村が、全ての自作地分について交付を行います。

## 5 交付金の返還

(1) 市町村長は、経営転換協力金の交付を受けた者が、交付決定後10年以内に、交付要件を満たさなくなったことが明らかとなった場合には、交付を行った経営転換協力金を交付対象者に返還させることが必要です。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、返還する必要はありません。

ア <sup>※</sup>土地収用や機構法第20条の規定により農地が機構から返還された場合等やむを得ない事情のある場合

イ 特定農作業受委託契約を締結していた集落営農組織が法人化したことに伴い、当該特定農作業受委託契約に係る交付対象農地について、機構に当該特定農作業受委託契約の残存期間以上の期間を機構に貸し付けるために、当該特定農作業受委託契約を解約した場合

## 第6 耕作者集積協力金交付事業

### 1 交付対象者

以下のいずれかに該当する者とします。

(1) 2の(1)に定める交付対象農地が自作地である場合

交付対象農地を機構に貸し付けた農地所有者である農業者

(2) 2の(1)に定める交付対象農地が貸借地である場合

交付対象農地の所有者が機構に交付対象農地を貸し付ける際に利用権を有している者

## 2 交付要件

(1) 以下のいずれかに該当する農地（以下「交付対象農地」といいます。）であること。

ア 以下に隣接する農地（同時に交付申請される場合は、隣接する農地に隣接する農地も含まれます。）

(ア) 機構が所有権又は中間管理権を取得している農地

(イ) 機構法第17条第2項の規定に基づき公表された借受希望者応募情報に記載された借受希望者（以下「借受希望者」といいます。）が経営する農地

イ 以下のいずれかに該当する、一連の農作業の継続に支障が生じない農地

(ア) 畦畔で接続する2筆以上の農地

(イ) 農道又は水路等を挟んで隣接する2筆以上の農地

(ウ) 各々一隅で接続する2筆以上の農地

(エ) 段状に接続する2筆以上の農地

(オ) 借受希望者の宅地に接続している2筆以上の農地

(2) 交付対象農地の所有者が、当該交付対象農地を10年以上機構に貸し付けること。

(3) 交付対象農地が、機構から借受希望者に対し貸し付けられること。

(4) 1の(1)の農地を所有者自ら機構から借り受けた場合及び1の(2)の農地を機構に貸し付けられる以前に利用権を有していた者が再び機構から借り受けた場合は交付対象となりません。

(5) 別記2別表2に掲げる流動化に係る補助金の交付対象農地については、当該補助金の交付要件である利用権等設定期間内は本協力金の交付対象農地となりません。

ただし、(出し手対策である)第5の2の(9)に記載したいずれかの補助金の交付対象農地であり、かつ、(受け手対策である)規模拡大加算及び規模拡大交付金の交付対象農地でない場合は、利用権を有している者に対する本協力金の交付対象農地となります。

(6) 交付対象農地が貸借地の場合には、合意解約される賃借権が設定後1年以上経過しており、かつ、満了の1年以上前であること。

(7) 以下のいずれかの協力金、支援金の交付を受けた者は本協力金の交付を受けられません。



ア 第5の経営転換協力金

イ 第5の2の(9)に記載した経営転換協力金、被災地域農地集積支援金及び経営転換支援金

### 3 交付額

交付要件を満たす農地面積（畦畔面積を含みます。）に応じ、以下の金額を交付します。

#### (1) 平成27年度までの交付額

交付要件を満たす農地の合計×2.0万円/10a

#### (2) 平成28年度及び29年度の交付額

交付要件を満たす農地の合計×1.0万円/10a

#### (3) 平成30年度の交付額

交付要件を満たす農地の合計×5千円/10a

### 4 交付金の交付

#### (1) 交付申請手続

交付対象者は、交付を受けようとする年度の3月10日までに、「耕作者集積協力金交付申請書（別記2様式第4号又は第5号）」を作成し、記載内容を証する書類を添付の上、交付対象農地の所在する市町村長に提出してください。

#### (2) 交付決定及び交付手続

市町村長は、交付対象者から提出のあった交付申請書の記載内容が交付要件を満たしていることを確認の上、3の交付額を交付対象者に対し交付します。

### 5 交付金の返還

(1) 市町村長は、耕作者集積協力金の交付を受けた者が、交付決定後10年以内に、交付要件を満たさなくなったことが明らかとなった場合には、交付を行った耕作者集積協力金を交付対象者に返還させることが必要です。

(2) 土地収用や機構法第20条の規定により農地が機構から返還された場合等やむを得ない事情のある場合は、返還する必要はありません。

## 第7 機構集積協力金推進事業

市町村及び都道府県は、第4から第6までの事業を推進するため、別表2に掲げる範囲内において、推進事業を実施することができます。

## 第8 農地流動化に係る補助金の取扱い

別記2別表2に掲げる流動化に係る補助金の交付対象農地について、当該補助金の交付要件である<sup>※</sup>利用権設定等期間（<sup>※</sup>農地利用集積円滑化団体又は<sup>※</sup>農地保有合理化法人との間で締結した<sup>※</sup>白紙委任契約期間を含みます。）内に当該利用権（白紙委任契約）を解約した上で機構に貸し付けられた場合であっても、以下のいずれかの要件を満たせば補助金の返還を要しないこととします。

- 1 補助金の交付対象となった利用権が、農地所有者と耕作者との間で合意解約されること、農地所有者が、補助金の交付要件を満たす残存期間以上の間、当該農地を機構に対し貸し付けること。
- 2 補助金の交付対象となった利用権が、農地所有者と耕作者との間から農地所有者と機構との間に移転されること。

## 第9 その他留意事項

- 1 都道府県及び市町村は、本事業の実施に際して得た個人情報の取扱いについては、様式1号から5号まで別添により適切に取扱うよう留意してください。
- 2 本事業に関連する農地に関する契約は、全ての関係者の合意のもと設定又は解約されるよう、留意してください。
- 3 経営転換協力金の交付対象者の農業用機械の取扱いについては、集落・地域の話し合いの中で、地域全体としての機械コストを小さくする観点から検討することが望ましいと考えています。

(別記2別表1)

県名	市町村名
青森県	おいらせ町 八戸市
岩手県	洋野町 久慈市 野田村 普代村 田野畑村 岩泉町 宮古市 山田町 大槌町 釜石市 大船渡市 陸前高田市
宮城県	気仙沼市 南三陸町 石巻市 女川町 東松島市 松島町 利府町 塩竈市 多賀城市 七ヶ浜町 仙台市 名取市 岩沼市 亙理町 山元町
福島県	新地町 相馬市 南相馬市 浪江町 双葉町 大熊町 富岡町 檜葉町 広野町 いわき市
茨城県	北茨城市 高萩市 日立市 東海村 鹿嶋市 神栖市
千葉県	銚子市 旭市 匝瑳市 横芝光町 山武市

資料：農林水産省統計部、農村振興局「津波により流失や冠水等の被害を受けた農地の推定面積（平成23年3月）」

(別記2別表2)

事業（補助金）名	通知番号(農林水産事務次官依命通知)
農地利用集積実践事業	平成15年 4月 1日付け14経営第7044号
担い手農地集積高度化促進事業	平成19年 3月30日付け18経営第7559号
農地面的集積支援モデル事業	平成20年 3月31日付け19経営第7865号
面的集積条件整備モデル事業	平成20年 3月31日付け19経営第7867号
農地確保・利用支援事業	平成21年 4月 6日付け20経営第7160号
農地利用集積事業	平成22年 3月25日付け21経営第6901号
農業者戸別所得補償制度（規模拡大加算）	平成23年 4月 1日付け22経営第7133号
地域農業経営再開復興支援事業（被災地域農地集積支援金）	平成23年11月21日付け23経営第2262号
戸別所得補償経営安定推進事業（農地集積協力金）	平成24年 2月 8日付け23経営第2955号
担い手への農地集積推進事業（農地集積協力金、規模拡大交付金）	平成25年 5月16日付け25経営第 432号

## 経営転換協力金交付申請書

市町村長 殿

経営転換協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。  
 また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②協力金の交付決定後10年間は廃止部門の経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託を行わないこと、③虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

		申請年月日	年	月	日	
交付申請者欄	フリガナ					申請印
	氏名					印
	住所	(〒      -      )				
		都道府県				市区町村
電話	—	—	FAX	—	—	

(1) 経営面積

自作地		借地		貸付地(津波被災地域の場合)		合計	
	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>

※ 特定農作業委託を行っている農地は自作地に含みます。

(2) 交付申請面積及び交付申請金額((1)の自作地(及び貸付地)の内数)

所在	地番	地目	面積	
			m <sup>2</sup>	※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。 ※ それぞれの面積はm <sup>2</sup> 単位とし、1m <sup>2</sup> 未満は切り捨てて記入してください。
			m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	
交付申請面積(合計面積)			m <sup>2</sup>	
<input type="checkbox"/> 0.5ha以下	<input type="checkbox"/> 0.5ha超2.0ha以下	<input type="checkbox"/> 2.0ha超		

  

交付申請金額	万円
交付単価	
0.5ha以下	30万円
0.5ha超2.0ha以下	50万円
2.0ha超	70万円

(3) 耕作を続ける農地

自作地		借地		合計	
	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>

〈農業委員会記入欄〉

遊休農地の所有の有無	
------------	--

※ 遊休農地の所有者は申請できません。

(4) (集落営農組織への特定農作業委託の場合)特定農作業受委託契約を締結した集落営農組織名

集落営農組織名	
---------	--

※ 特定農作業受委託契約書を添付してください。

(5) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
------------------------	-------------------------------

## 経営転換協力金交付申請書

市町村長 殿

経営転換協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。  
 また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②協力金の交付決定後10年間は農業経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託を行わないこと、③虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

		申請年月日	年	月	日
交付申請者欄	フリガナ				申請印
	氏名				印
	住所	(〒 — )			
		都道府県			市区町村
電話	—	—	FAX	—	—

(1) 経営面積

自作地		借地		貸付地(津波被災地域の場合)		合計	
	㎡		㎡		㎡		㎡

※ 特定農作業委託を行っている農地は自作地に含みます。

(2) 交付申請面積及び交付申請金額((1)の自作地(及び貸付地)の内数)

所 在	地 番	地 目	面 積
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
交付申請面積(合計面積)			㎡
<input type="checkbox"/> 0.5ha以下	<input type="checkbox"/> 0.5ha超2.0ha以下	<input type="checkbox"/> 2.0ha超	

※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。

※ それぞれの面積は㎡単位とし、1㎡未満は切り捨てて記入してください。

交付申請金額	万円
--------	----

交付単価	0.5ha以下	30万円
	0.5ha超2.0ha以下	50万円
	2.0ha超	70万円

(3) 耕作を続ける農地

自作地		借地		合計	
	㎡		㎡		㎡

〈農業委員会記入欄〉

遊休農地の所有の有無	
------------	--

※ 遊休農地の所有者は交付申請できません。

(4) (集落営農組織への特定農作業委託の場合)特定農作業受委託契約を締結した集落営農組織名

集落営農組織名	
---------	--

※ 特定農作業受委託契約書を添付してください。

(5) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
------------------------	-------------------------------

## 経営転換協力金交付申請書

市町村長 殿

経営転換協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②協力金の交付決定後10年間は農業経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託を行わないこと(機構が借り受けなかった農地及び機構が借り受けないことが明らかである農地を除く。)、③虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

		申請年月日	年	月	日
交付申請者欄	フリガナ				申請印
	氏名				印
	住所	(〒      -      )		都道府県	市区町村
	電話	—      —      —	FAX	—      —      —	

(1) 農地面積

所有農地(貸付地)	
	m <sup>2</sup>

※ 自作地がある方は様式第2号を使用してください。

(2) 交付申請面積及び交付申請金額((1)の所有農地の内数)

所 在	地 番	地 目	面 積
			m <sup>2</sup>
			m <sup>2</sup>
			m <sup>2</sup>
			m <sup>2</sup>
交付申請面積(合計面積)			m <sup>2</sup>
<input type="checkbox"/> 0.5ha以下		<input type="checkbox"/> 0.5ha超2.0ha以下	<input type="checkbox"/> 2.0ha超

※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。

※ それぞれの面積はm<sup>2</sup>単位とし、1m<sup>2</sup>未満は切り捨てて記入してください。

交付申請金額	万円
交付単価	
0.5ha以下	30万円
0.5ha超2.0ha以下	50万円
2.0ha超	70万円

〈農業委員会記入欄〉

遊休農地の 所有の有無	
----------------	--

(3) (集落営農組織への特定農作業委託の場合)特定農作業受委託契約を締結した集落営農組織名

集落営農組織名	
---------	--

※ 特定農作業受委託契約書を添付してください。

(4) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に 記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
----------------------------	-------------------------------

## 耕作者集積協力金交付申請書

市町村長 殿

耕作者集積協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。  
 また、下記の記載内容について虚偽がないこと、虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

		申請年月日	年	月	日	
交付申請者欄	フリガナ					申請印
	氏名					印
	住所	(〒      —      )				
		都道 府県				市区 町村
電話	—      —	FAX	—      —			

(1) 交付申請面積及び交付申請金額

所 在	地 番	地 目	面 積	
				m <sup>2</sup>
				m <sup>2</sup>
				m <sup>2</sup>
				m <sup>2</sup>
交付申請面積(合計面積)				a

- ※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。
- ※ 各筆毎の面積はm<sup>2</sup>単位とし、1m<sup>2</sup>未満は切り捨てて記入してください。
- ※ 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。

交付申請金額		円	〔 交付単価 20,000円/10a 〕
--------	--	---	----------------------

〈農業委員会記入欄〉

遊休農地の確認		※ 遊休農地は交付対象となりません。
---------	--	--------------------

(2) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に 記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
----------------------------	-------------------------------



## 耕作者集積協力金交付申請書

市町村長 殿

耕作者集積協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。  
 また、下記の記載内容について虚偽がないこと、虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

		申請年月日	年	月	日	
交付申請者欄	フリガナ					申請印
	氏名					印
	住所	(〒      —      )				
		都道 府県				市区 町村
電話	—      —	FAX	—      —			

(1) 交付申請面積および交付申請金額

所 在	地 番	地 目	面 積	農地の所有者	本来の貸借期間	合意解約の年月日
			m <sup>2</sup>		(年月日～年月日)	(年月日)
			m <sup>2</sup>			
			m <sup>2</sup>			
			m <sup>2</sup>			
交付申請面積(合計面積)			a			

- ※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。
- ※ 各筆毎の面積は㎡単位とし、1㎡未満は切り捨てて記入してください。
- ※ 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。
- ※ 許可指令書等、合意解約したことを証する書類を添付してください。

交付申請金額	円	〔 交付単価 20,000円/10a 〕
--------	---	----------------------

〈農業委員会記入欄〉

遊休農地の確認	
---------	--

※ 遊休農地は交付対象となりません。

(2) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
------------------------	-------------------------------

(別記2様式第1号から第5号までの別添)

### 個人情報の取扱い（例）

以下の「機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて」をよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱いの確認」欄の□印にレ印を必ず御記入ください。

#### 機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて

市町村は、機構集積協力金交付事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、市町村は、本事業の実施に係る集落等への説明会や都道府県及び国への報告等で利用するほか、次の事業等（注1）に係る交付金等の交付に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関（注2）に必要最小限度内において提供する場合があります。

事業等 (注1)	農地集積・集約化対策事業、規模拡大交付金交付事業、人・農地問題解決推進事業（人・農地プラン作成事業及び地域農業支援組織連携強化活動事業）、青年就農給付金（経営開始型）、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の金利負担軽減措置、経営所得安定対策、直接支払等推進事業、経営体育成支援事業 等 (※ その他追加すべき事業等がある場合は追加すること)
関係機関 (注2)	国、都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業再生協議会、農地利用集積円滑化団体、農地保有合理化法人、農地中間管理機構、都道府県農業会議、農業共済組合連合会、農業共済組合、土地改良区、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の融資機関、農地集積協力金交付事業の事業実施主体、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の事業実施主体 等 (※ その他追加する機関があれば追加すること)

(別記3)

## 農地情報公開システム等整備事業

### 第1 目的

全ての農業委員会等（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第5項の規定に基づき農業委員会を設置していない市町村を含みます。以下同じです。）において農地法第52条の2の規定に基づく農地台帳を調製できるようにするとともに、農地法第52条の3の規定に基づく農地台帳に記録された事項の公表及び農地に関する地図の作成と公表を実施できるようにすることを目的とします。

### 第2 対象事業

#### 1 農地情報公開システム整備事業

本事業は、第1の目的を達成するために補助金により公募団体において造成された基金を活用して公募団体が行う次の事業とします。

- (1) 一元的電子マップシステムの開発委託事業
- (2) 一元的電子マップシステムの管理・運営事業
- (3) 一元的電子マップシステムを活用した農業委員会等の地図システム整備委託事業

#### 2 農地台帳システム整備事業

本事業は、第1の目的を達成するために補助金により都道府県において造成された基金を活用して事業実施主体が行う次の事業とします。

- (1) 農地台帳システムの新規導入事業
- (2) 農地台帳システムの改修事業
- (3) 農地台帳システムのデータ更新等システム管理事業

### 第3 事業の内容

#### 1 農地情報公開システム整備事業

##### (1) 一元的電子マップシステムの開発委託事業

公募団体が、一元的電子マップシステムを開発する事業者（以下「開発業者」といいます。）を公募し、選定された開発業者に一元的電子マップシステムの構築に要する経費を委託費として交付します。開発業者の公募に当たっては、総合評

価落札方式による公募を実施することとし、公募団体は確実に一元的電子マップシステムを構築できる開発業者を選定するものとします。

なお、一元的電子マップシステムには以下の機能を備えるものとします。

- ① 各農業委員会から農地台帳の公開情報をCSV形式で取り込むためのインターフェース及び取り込んだ情報をデータベース化し保存できる機能を備えていること。
  - ② 関係機関から農地の受け手が必要としている情報の提供を受けた場合にCSV形式で取り込むためのインターフェース及び取り込んだ情報をデータベース化し保存できる機能を備えていること。
  - ③ 各農業委員会から基図（地番図等）のデータ提供を受けた場合に、shape形式で取り込むためのインターフェース及び取り込んだ情報をデータベース化し保存できる機能を備えていること。
  - ④ 日本全国の背景図（航空写真等）を原則2500分の1の縮尺（5000分の1でも可）で備えていること。また、当該地図及び③の基図を一般の者がインターネットで参照可能とするとともに、農業委員会等が無償で活用できること。
  - ⑤ ①及び②で取り込んだ公開情報等について農地ごとにおおよその位置を④の地図上に図示することにより、一般の者に公開できる機能を備えていること。
  - ⑥ その他一元的電子マップシステムの活用に必要な機能を備えていること。
- (2) 一元的電子マップシステムの管理・運営事業

公募団体が、1で開発した一元的電子マップシステムの管理や運営を実施するための事業です。具体的には以下の取組を実施するものとします。

- ① 各農業委員会に対し、農地台帳システムに関する指導を行うとともに、一元的電子マップシステムに搭載する農地台帳の公開情報を各農業委員会から収集すること。
  - ② 一元的電子マップシステムの利用者（農業委員会等関係機関も含む。）からの問い合わせに対応すること。
  - ③ 一元的電子マップシステムの利用促進
  - ④ その他一元的電子マップシステムの管理・運営に必要な取組
- (3) 一元的電子マップシステムを活用した農業委員会等の地図システム整備委託事業

公募団体が、1で開発した一元的電子マップシステムを活用し、農地法第52条の3第2項の規定に基づき各農業委員会が整備することとなる地図を利活用でき

るようにするため、各農業委員会が業務で活用するために必要な機能を備えているソフトウェアの開発及び農地台帳との結合やシステムのセットアップを行う事業者（以下「利活用事業者」といいます。）を公募し、選定された利活用事業者に各農業委員会が地図の活用に必要な経費を委託費として交付します。利活用事業者の公募にあたっては、総合評価落札方式による公募を実施することとし、公募団体は確実に各農業委員会が地図を利活用できる利活用事業者を選定するものとします。

なお、本事業により開発するソフトウェアは原則として各農業委員会で整備する全ての農地台帳システムと互換性を有していることとします。

## 2 農地台帳システム整備事業

### (1) 農地台帳システム新規導入事業

都道府県が、自ら又は市町村への補助により実施する事業であって、農地台帳システムを導入していない農業委員会等が農地法第52条の2の規定に基づく農地台帳を調製するためのシステム整備を実施するために要する経費を補助します。なお、農地台帳システムの新規導入にあたっては平成25年度委託事業「多面的機能・担い手調査のうち直接支払制度の設計に必要な基盤調査等」により作成される最適化システム構築案及びデータベース（以下「システム構築案等」といいます。）を活用するものとします。

### (2) 農地台帳システムの改修事業

都道府県が、自ら又は市町村への補助により実施する事業であって、農地台帳システムを導入している農業委員会等が農地法第52条の2の規定に基づく農地台帳を調製するために既存のシステムを改修するために要する経費を補助します。なお、農地台帳システムの改修にあたってはシステム構築案等を活用するものとします。

### (3) 農地台帳システムのデータ更新等システム管理事業

都道府県が、自ら又は市町村への補助により実施する事業であって、農地台帳システムを導入している農業委員会等が農地法第52条の2第3項の規定に基づく農地台帳の正確な記録の確保に努めるために実施する固定資産課税台帳や住民基本台帳との照合及び農地台帳システムの維持管理を実施するために要する経費を補助します。

## 第4 事業の要件

第3の2の事業実施にあたっては、以下の要件を満たす必要があります。

1 農地台帳システムで管理すべき項目

第2の2で規定した事業を実施する際には、都道府県は事業実施主体に対して農地法第52条の2条で定めた事項を管理できることを条件として付すこととします。

2 農地台帳システムに具備すべき機能

第2の2で規定した事業を実施する際には、都道府県は事業実施主体に対して以下の機能を満たしていることを条件として付すこととします。

- (1) 名寄せ等のためのコードの追加が容易であること。
- (2) 集計可能な項目の追加がなるべく多くできること。
- (3) CSV形式でのデータ出力などにより、エクセル等の表計算ソフト等と親和性が高いこと。
- (4) 一筆の一部を使用賃借している場合などに対応出来るよう、内地番管理が可能なこと。
- (5) 地番のない河川敷等における耕作状況を集計管理出来るよう、仮地番によるデータ管理が可能であること。
- (6) 農地面積や権利関係等の必要項目の履歴管理が出来ること。